

長期優良住宅 確認申請手数料（令和7年4月1日施行）

長期使用構造等確認申請

表-1 一戸建ての住宅

申請部分の床面積（㎡）	いずれも標準計算		たすき掛け	
		税込み金額		税込み金額
0～200以下	60,000	66,000	45,000	49,500
200超	75,000	82,500	50,000	55,000

表-2-1 共同住宅等（※1）又は複合建築物の住宅部分

戸数（※3）	住棟基本料		+（	戸当たり基本料		×住戸数）
		税込み金額			税込み金額	
20戸以下	210,000	231,000		4,000	4,400	
21戸～50戸以下	270,000	297,000		4,000	4,400	
51戸～80戸以下	300,000	330,000		3,500	3,850	
81戸～100戸以下	350,000	385,000		3,500	3,850	
101戸～150戸以下	400,000	440,000		3,000	3,300	
151戸～200戸以下	450,000	495,000		3,000	3,300	
200戸超	500,000	550,000		3,000	3,300	

表-2-2 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分で、地上階数が3以下の木造の建築物の場合（※5）

評価条件 戸数（※3）	住棟基本料		+（	戸当たり基本料（※2）		×住戸数）
		税込み金額			税込み金額	
20戸以下	147,000	161,700		4,000	4,400	
21戸～40戸以下	189,000	207,900		4,000	4,400	

表-2-3 共用部も含む長期使用構造等確認申請の場合

共用部加算料（標準入力法）	110,000	税込み金額	121,000

（※1）長屋又は兼用住宅も含む

（※2）外皮性能及び一次性能の評価方法の組み合わせ

住棟基本料及び戸当たり基本料に乗ずる数値（※4）

【外皮】標準計算、【一次】仕様基準又は誘導仕様基準	0.9
【外皮】仕様基準又は誘導仕様基準、【一次】標準計算	0.8
【外皮】及び【一次】とも、仕様基準又は誘導仕様基準	0.7

（※3）総住戸数に対して、一部の住戸のみ設計住宅性能評価を申請する場合は、本表の「戸数」は「評価対象住戸数」に読み替えて適用させていただきます。

（※4）徴収額に100円未満の端数が生ずる場合は切り捨てた額とさせていただきます。

（※5）地上階数が3以下の木造の建築物（混構造を除く。（※屋外階段、開放廊下の部分のみ鉄骨造としたものは混構造に該当しない。））をいいます。

【特記事項】

1 確認申請又は計画通知の申請を併願する場合	上表の徴収額より0.9を乗じた額とさせていただきます。
2 型式部材等製造者認証住宅にかかる評価する場合	上表の徴収額より0.8を乗じた額とさせていただきます。
3 計画変更又は軽微変更該当証明の料金	変更内容により別途協議とさせていただきます。
4 確認書の再交付	1住戸当り5,000円【税込5,500円】とさせていただきます。
5 本規定に定めのない事項又は、その他この規定を適用することが合理的でない事項については、別途協議し定めることができます。	